

「土佐備長炭応援の店」登録制度実施要領

(目的)

第1条 土佐備長炭の生産、流通、販売及び利用に係る事業者の登録を通じ、消費者への土佐備長炭の認知拡大ときこのや山菜をはじめとした県産特用林産物及び木製品（以下「県産特用林産物等」という。）の販売促進を併せて行うことにより、土佐備長炭のブランド化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 土佐備長炭とは、木質材料を窯外消火法により炭化させる白炭のうち、ウバメガシ及びカシを原料として高知県内において製炭されるものをいう。

2 土佐備長炭応援の店とは、土佐備長炭を使用して料理を提供する飲食店並びに土佐備長炭の品質向上と安定供給を推進する製炭者及び流通事業者のうち第4条第2項の登録を受けた者をいう。

3 県産特用林産物とは、高知県内において生産されている食用きのこ類、樹実類、山菜類、木炭類等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものをいう。

(登録の対象)

第3条 土佐備長炭は、長年培われてきた技術により製炭され、その大部分が流通事業者を通じて飲食店で使用されていることから、次のいずれかに該当する者を登録の対象とする。ただし、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(1) 土佐備長炭を使用して料理を提供する飲食店

(2) 土佐備長炭の品質向上と安定供給を推進する製炭者及び流通事業者であって「土佐備長炭応援の店」登録制度の普及に協力する者

(応援の店の登録)

第4条 登録を希望する事業者は、別記第1号様式に必要事項を記載して高知県（以下「県」という。）に登録を申請することとする。

2 県は第1号様式を受理し、その登録を認めたときは、申請のあった事業者を「土佐備長炭応援の店」に登録し、別記第2号様式による登録通知書を交付するとともに別に定める登録証を貸与するものとする。

(留意事項)

第5条 第4条第2項により登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）は以下のことに留意するものとする。

(1) 第3条第1号に該当する者は、当制度を活用して県産特用林産物等（木炭類を除く。）

の生産者と取引を行う場合は、誠実に対応するものとし、双方間で生じたトラブルに関しては当事者間で解決すること。

- (2) 第3条第1号に該当する者は、県が実施する県産特用林産物等（木炭類を除く。）の内容充実を目的とした調査等に、協力すること。なお、調査等により県が知り得た情報は、登録事業者が特定される内容での公表は行わない。
- (3) 県が貸与する登録証を、店頭又は店内に掲げること。

（登録内容の変更及び登録の取り下げ）

第6条 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り下げようとする場合は、別記第3号様式により申出書を県に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第7条 県は、登録事業者から第6条による登録取り下げ申出書の提出があった場合、又は法令違反等により登録事業者として不適切であると判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 県は、店舗の状況や電話が通じない（音声案内により当該番号が使用されていない）等、明らかに閉店していると判断できる場合は、第6条の登録の取り下げの申出書の提出がなくとも登録を取り消すことができる。

3 登録事業者は、登録が取り消された場合は、速やかに登録証を県に返還するものとする。なお、返還する際に発生する諸費用については返還者が負担するものとする。

（登録期間）

第8条 登録事業者の登録期間は、登録日から同年度の3月31日までとする。ただし、第7条に定める登録の取り消しがされていない場合にあつては、翌年度も登録を継続することとする。

（情報の共有）

第9条 第4条で申請された事業者から提供された情報については登録のいかんに関わらず、県の関係機関で当事業の目的の範囲内で共有するものとし、それ以外には公表しない。

（県の取り組み内容）

第10条 県は登録された事業者に対して以下の取り組みを行うこととする。

- (1) 登録した証として登録証を貸与すること。
- (2) 第3条第1号に該当する場合は、県産特用林産物等（木炭類を除く。）の生産供給に係る情報の提供及びマッチングによる利用促進活動を支援すること。
- (3) 第3条第2号に該当する場合は、土佐備長炭原木の資源循環及び品質向上に向けた情

報を提供すること。

(雑則)

第 11 条 この要領に基づき県に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

「土佐備長炭応援の店」登録申請書

「土佐備長炭応援の店」登録制度実施要領に定める内容を了承し、「土佐備長炭応援の店」への登録を申請します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

<申請者>

事業者名

代表者役職氏名

代表者生年月日 昭和・平成 年 月 日

各項目を記入してください。

項目	申請内容			
事業者名 (店舗名・企業名等)				
業種 (該当箇所を✓してください。)	<input type="checkbox"/> 飲食店(業態) 主な料理 ()			
	<input type="checkbox"/> 流通事業者			
	<input type="checkbox"/> 製炭事業者			
所在地	(〒 -)			
担当者情報	氏名			
	連絡先	電話番号		
		メール	@	
確認事項			〔下記について確認したのち 右欄に✓を記入してください。〕	✓
(全ての申請者)	要領別表第1に定める事項のいずれにも該当しません。			<input type="checkbox"/>
(流通事業者、製炭事業者)	「土佐備長炭応援の店」登録制度の普及に協力します。			<input type="checkbox"/>

【記載方法】

- ・飲食店の場合は、業態欄に（和食料理店、西洋料理店、中華料理店、フランス料理店、イタリア料理店、居酒屋など）を記入し、主な料理欄に土佐備長炭を使用した代表的な料理を記載してください。
- ・飲食店の場合は、土佐備長炭を使用した料理及び焼台の様子が分かる画像をそれぞれ1枚以上添付してください。

【登録情報の取り扱いについて】

- ・登録情報は、高知県の関係機関で当事業の目的の範囲内でのみ共有します。

※記入不要

登録番号	
------	--

「土佐備長炭応援の店」登録通知書

令和 年 月 日付けで登録申請のあった「土佐備長炭応援の店」については、下記のとおり登録されましたのでお知らせします。

記

項目	登録情報
登録番号	
事業者名 (店舗名・企業名等)	
業種	
所在地	(〒 -)

令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司

「土佐備長炭応援の店」登録変更・取り下げ申出書

「土佐備長炭応援の店」への登録を下記のとおり、(変更・取り下げ)します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

<申出者>

(登録番号:)

事業者名称

代表者役職氏名

記

(変更の場合)

変更対象登録事業者名	変更項目	変更内容

(取り下げの場合)

取り下げ対象登録事業者名	所在地

(担当者情報記載欄)

氏名	役職
連絡先	電話番号: メールアドレス: @

「土佐備長炭応援の店」登録情報変更通知書

令和 年 月 日付けで申出書の提出がありました「土佐備長炭応援の店」の登録情報について、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

記

項目	変更登録情報
登録番号	
事業者名 (店舗名・企業名等)	
業種	
所在地	(〒 -)

令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司

「土佐備長炭応援の店」登録取り消し通知書

令和 年 月 日付けで申し出のありました「土佐備長炭応援の店」登録取り下げ
申出書を受理し、登録を取り消しましたのでお知らせします。

令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司